

逗子市市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;">逗子市市税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和49年12月 9 日 逗子市条例第35号</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>26 法附則第15条及び第15条の8に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p>(2) <u>法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p>(3) <u>法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p> <p>(4) <u>法附則第15条第33項第1号イに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p>(5) <u>法附則第15条第33項第1号ロに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p>(6) <u>法附則第15条第33項第1号ハに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p>(7) <u>法附則第15条第33項第1号ニに規定する条例で定める割合は、</u></p>	<p style="text-align: center;">逗子市市税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和49年12月 9 日 逗子市条例第35号</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>26 法附則第15条及び第15条の8に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p>(2) <u>法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p> <p>(3) <u>法附則第15条第30項第1号イに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p>(4) <u>法附則第15条第30項第1号ロに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p>(5) <u>法附則第15条第30項第1号ハに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p>(6) <u>法附則第15条第30項第1号ニに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p>(7) <u>法附則第15条第30項第2号イに規定する条例で定める割合は、</u></p>

3分の2とする。

(8) 法附則第15条第33項第1号ホに規定する条例で定める割合は、  
3分の2とする。

(9) 法附則第15条第33項第2号イに規定する条例で定める割合は、  
4分の3とする。

(10) 法附則第15条第33項第2号ロに規定する条例で定める割合は、  
4分の3とする。

(11) 法附則第15条第33項第3号イに規定する条例で定める割合は、  
2分の1とする。

(12) 法附則第15条第33項第3号ロに規定する条例で定める割合は、  
2分の1とする。

(13) 法附則第15条第33項第3号ハに規定する条例で定める割合は、  
2分の1とする。

(14) 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の2  
とする。

(15) 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1  
とする。

(16) 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2  
とする。

(17) 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とす  
る。

4分の3とする。

(8) 法附則第15条第30項第2号ロに規定する条例で定める割合は、  
4分の3とする。

(9) 法附則第15条第30項第2号ハに規定する条例で定める割合は、  
4分の3とする。

(10) 法附則第15条第30項第3号イに規定する条例で定める割合は、  
2分の1とする。

(11) 法附則第15条第30項第3号ロに規定する条例で定める割合は、  
2分の1とする。

(12) 法附則第15条第30項第3号ハに規定する条例で定める割合は、  
2分の1とする。

(13) 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2  
とする。

(14) 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1  
とする。

(15) 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2  
とする。

(16) 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、零とす  
る。

(17) 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は、3分  
の2とする。

(18) 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

逗子市市税条例の一部を改正する条例

平成30年11月28日

逗子市条例第30号

(逗子市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 6 前項の規定による改正後の逗子市市税条例の一部を改正する条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

逗子市市税条例の一部を改正する条例

平成30年11月28日

逗子市条例第30号

(逗子市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 6 削除